

一般財団法人稚内市スポーツ協会表彰規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会(以下「協会」という。)定款第4条第5号の規定に基づき、稚内市におけるスポーツの健全な普及発展と進歩・向上の促進において、特に貢献した者を表彰しその名誉を顕彰するために定める。

(表彰の種類)

第2条 協会は、本市スポーツ界に特に功労のあった者に功労賞、功績のあった者に功績賞及び競技会において偉勲をたてた者に有功賞をそれぞれ贈る。

第2章 功 労 賞

(対 象)

第3条 功労賞は、本市のスポーツの普及発展に特に貢献した個人に贈る。

(受賞資格)

第4条 功労賞の受賞者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 本市スポーツ界全般若しくはその地域社会のスポーツの発展に特に功労のあった者。
- (2) 功労賞を授与される者は、65歳以上でおおむね15年以上加盟団体の発展に功労のあった者。
- (3) 協会或いは加盟団体の発展に特に功労のあった者。

第3章 功 績 賞

(対 象)

第5条 功績賞は、本市のスポーツの普及発展に寄与した個人に贈る。

(受賞資格)

第6条 功績賞の受賞者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 本市スポーツ界全般若しくはその地域社会のスポーツの発展に特に功績のあった者。
- (2) 功績賞を授与される者は、50歳以上でおおむね20年以上加盟団体の発展に功績のあった者。
ただし、女性についてはおおむね15年以上とする。
- (3) 協会或いは加盟団体の発展に特に功績のあった者。

第4章 有 功 賞

(対 象)

第7条 有功賞は、競技者個人又は競技団体に贈る。

(受賞資格)

第8条 有功賞の受賞者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 全道的統括競技団体(高体連、中体連を含む)が主催する北海道大会及びそれ以上の権威ある競技会において、優勝した競技者又は団体。
- (2) 北海道大会に連続3年間、ベスト4以上を獲得した競技者又は団体。
- (3) 全道記録を樹立した競技者又は団体。
- (4) 全国大会予選会(北海道大会)に出場し、ベスト4以上の成績を納め、全国大会の出場権を得た競技者又は団体。
- (5) 全国的統括競技団体から公式の表彰を受けた競技者又は団体。

第5章 特別賞

第9条 功労賞、功績賞、有功賞のほかに、会長が特に必要と思われる個人又は団体に特別賞を贈ることができる。

第6章 感謝状

第10条 加盟団体において、長年に亘り協会発展に寄与した個人に感謝状を贈ることができる。

第7章 選考及び授与

第11条 協会の理事は、協会会長(以下「会長」という。)が別に定める期日までに、表彰候補者を調査し別記様式を会長に提出しなければならない。

2 表彰候補者は、その年の表彰日において1年以上稚内市に在住している者でなければならない。ただし、有功賞の表彰候補者については、第8条に定める表彰の対象となった日において、稚内市に在住していた者とする。

(表彰候補者の選考)

第12条 協会会長は、表彰候補者の選考を協会理事会(以下「理事会」という。)に諮り、これを審議決定する。

(表彰の方法)

第13条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰を受ける者が、表彰前に死亡したときは、これを遺族関係者に贈るものとする。

(表彰の時期)

第14条 表彰は、会長が定める日に行う。

第8章 補 則

(記録保存)

第15条 協会は、表彰に関する一切の書類を永久に保存するものとする。

(規程の改訂)

第16条 この規程の改訂は、理事会の承認を要する。

(細 則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成24年4月1日より改訂施行する。

3 この規程は、平成29年9月14日より改訂施行する。

4 この規程は、令和1年10月1日より改訂施行する。

5 この規程は、令和2年4月1日より改訂施行する。